目　　次

令和８年９月１０日（木曜日）
議事日程（第１号）
開議（午前９時３０分）
招集告示　１
議会運営委員会委員長報告　１
開会、開議　５
諸般の報告　５
会議録署名議員の指名　５
会期の決定　５
閉会中の継続調査結果報告　６
（総務建設常任委員会）　６
（教育民生常任委員会）　８
委員長報告に対する質疑　１１
（総務建設常任委員会）　１１
（教育民生常任委員会）　１２
議案の上程、提案理由の説明　１２
（議案第１号～諮問第３号）
提案理由に対する質疑　１９
（議案第１号～諮問第３号）
委員会付託　２０
（議案第１号～議案第１２号、議案第１４号～議案第１６号）
採決（同意第１号～諮問第３号）　２０
決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第１号）　２１
趣旨説明に対する質疑（発議第１号）　２２
討論、採決（発議第１号）　２２
休憩（午前１０時２７分）　２３
再開（午前１０時３７分）　２３
決算特別委員会委員の選任（決定第１号）　２３
休憩（午前１０時３８分）　２４

再開（午前１０時４０分）　２５
決算特別委員会の正副委員長の決定　２５
委員会付託（議案第１３号）　２５
議案の上程、趣旨説明（発議第２号）　２６
趣旨説明に対する質疑（発議第２号）　２７
討論、採決（発議第２号）　２９
議案の上程、趣旨説明（発議第３号）　２９
趣旨説明に対する質疑（発議第３号）　３０
討論、採決（発議第３号）　３１
散会（午前１１時２分）　３４

令和８年９月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 79 号

令和 8 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 9 月 3 日
土庄町長　岡　野　能　之

１、期　　日　　令和 8 年 9 月 10 日（木）
２、場　　所　　土庄町役場　議場

令和 8 年 9 月 10 日　（木曜日）　午前 9 時 30 分　各議員着席

○議長（濵野良一君）
おはようございます。
本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。
岡野町長。
○町長（岡野能之君）
おはようございます。
本日、令和 8 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
本日の提案議案につきましては、条例関係が 10 件、令和 8 年度補正予算関係が 2 件、決算認定が 1 件、契約関係が 2 件、小豆地区広域行政事務組合関係が 1 件、人事関係が 4 件の合計 20 件でございます。
よろしくご審議の上、全議案にご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濵野良一君）
去る 9 月 3 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等につ

いて、ご協議をお願いいたしました。
その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。
議会運営委員長　川本貴也君。
○議会運営委員長（川本貴也君）
おはようございます。
議会運営委員会からご報告申し上げます。
本委員会は去る 9 月 3 日、委員会室におきまして、9 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。
まず、会期でございますが、本日 10 日から 17 日までの 8 日間を予定しております。
次に会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査の結果について、各常任委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。
次に、執行部より、議案第 1 号から諮問第 3 号まで一括して提案理由の説明を受け、質疑を行います。
次に、議案第 1 号から議案第 12 号まで、議案第 14 号から議案第 16 号までを各常任委員会に付託します。
次に、同意第 1 号から諮問第 3 号の採決を行います。
続いて、発議第 1 号「決算特別委員会の設置について」の趣旨説明、質疑、討論、採決を行い、決定第 1 号「決算特別委員会委員の選任について」で、委員の指名を行います。
次に、発議第 2 号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める意見書」について趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。
次に、発議第 3 号「非核三原則の堅持を求める意見書」について趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。
閉会中の決算特別委員会に議案第 13 号の付託審査をお願いします。
本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いします。
11 日から 16 日までは休会とし、17 日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。
続いて、一般質問を行います。
一般質問は、通告期限であります 9 月 1 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。
次に、議案第 1 号から議案第 12 号まで、議案第 14 号から議案第 16 号までの討論、採決を行います。
最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出についての採決をお願いしたいと考えています。

スムーズな運営にご協力いただき、9月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濵野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から17日までの8日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和８年９月10日（木曜日）午前９時30分　開　議

１、　出席議員

１番（岡本真澄君）	２番（石井　亨君）	３番（森　英樹君）
４番（小川　務君）	５番（井藤茂信君）	６番（大野一行君）
７番（鈴木美香君）	８番（福本達雄君）	９番（福本耕太君）
10番（川本貴也君）	11番（宮原隆昌君）	12番（濵野良一君）

２、　欠席議員　なし

３、　欠員　なし

地方自治法第121条による出席者

町　　長（岡野能之）	教　育　長（藤原一章）
副　町　長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濵口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷　淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀　康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山口力也）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下　学）

議事日程　第１号

別紙のとおり

令和８年９月土庄町議会定例会議事日程（第１号）

令和８年９月１０日（木曜日）午前９時３０分 開議

第１	会議録署名議員の指名について	
第２	会期の決定について	
第３	閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）	
第４	議案第１号	土庄町印鑑条例の一部を改正する条例
第５	議案第２号	土庄町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例
第６	議案第３号	土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第７	議案第４号	土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第８	議案第５号	土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第９	議案第６号	土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例
第 10	議案第７号	土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
第 11	議案第８号	土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
第 12	議案第９号	土庄町単独県費補助土地改良事業分担金等徴収条例
第 13	議案第 10 号	土庄町景観条例の一部を改正する条例
第 14	議案第 11 号	令和８年度土庄町一般会計補正予算（第３号）
第 15	議案第 12 号	令和８年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第 16	議案第 13 号	令和７年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について
第 17	議案第 14 号	工事請負契約の締結について
第 18	議案第 15 号	工事請負契約の締結について
第 19	議案第 16 号	小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
第 20	同意第１号	土庄町農業委員会の委員の任命について
第 21	諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 22	諮問第２号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 23	諮問第３号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 24	発議第１号	決算特別委員会の設置について
第 25	決定第１号	決算特別委員会委員の選任について
第 26	発議第２号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める意見書
第 27	発議第３号	非核三原則の堅持を求める意見書

開会、開議

○議長（濵野良一君）

ただ今の出席議員は、12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 8 年 9 月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濵野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について、令和 7 年度一般財団法人小豆島北部みらい事業報告及び決算並びに令和 8 年度一般財団法人小豆島北部みらい事業計画及び予算についての報告を配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について 3 件、配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（濵野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において、8 番 福本達雄君、9 番 福本耕太君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濵野良一君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、9 月 10 日から 9 月 17 日までの 8 日間にいたしたいと思

います。
　これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、会期は本日から 9 月 17 日までの 8 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濵野良一君）
　日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。
　本件に関し、各委員長の報告を求めます。
　総務建設常任委員長　小川務君。
○総務建設常任委員長（小川務君）
　おはようございます。
　令和 8 年 8 月 26 日に開催いたしました、閉会中の総務建設常任委員会についてご報告いたします。
　まず、総務課から、洪水ハザードマップ（小規模河川）の作成について説明がありました。
　香川県が新たに公表した小規模河川の浸水想定区域図等を基に、町内 7 水系を対象とした洪水ハザードマップを作成するとの説明がありました。
　マップは A2 サイズ両面カラーで作成し、浸水想定区域に該当する地区へ全戸配布する予定で、令和 9 年 2 月 26 日までに完成する予定とのことです。
　委員からは、県の浸水想定データの反映方法や、ため池の決壊による浸水との関係について質問があり、執行部からは「県のデータを精査して反映し、今回は大雨による河川の氾濫を想定したハザードマップである」との説明がありました。
　続いて、企画財政課から 2 点の説明がありました。
　1 点目、町営バス 1 日乗車券の運賃改定について、町営バス四海線について紅葉シーズンの 11 月に寒霞渓方面への観光客が増加することから、11 月の 1 か月間に限り、1 日乗車券を大人 1600 円から 2000 円、子ども 800 円から 1000 円に改定するとの説明がありました。
　委員からは、小学生以下の料金や幼児の取扱い、11 月のみ値上げする理由について質問があり、執行部からは、4 歳以下は大人 1 人につき 1 人まで無料であり、季節運行に伴う経費増加に対応するためとの説明がありました。
　2 点目、土庄町公共交通事業継続支援金について、物価や燃料価格の高騰によ

り影響を受けている航路事業者を支援し、海上交通の安定的な維持・確保を図るため、町内の港に発着する 5 航路 5 事業者に総額 760 万円を支援するとの説明がありました。

委員からは、運賃値上げを抑えるための事業者への働きかけや、島民割引を検討すべきとの意見がありました。

次に、建設課から 3 点の説明がありました。

1 点目、沖之島離島架橋事業について、現在、第 17 工区・第 18 工区の道路上部工等を施工しており、今後、取り付け道路や転落防護柵、照明、舗装工事などを進め、令和 9 年 3 月の事業完成を目指しているとの説明がありました。

また、橋の名称については、沖之島住民による検討を踏まえ、正式に「沖之島橋（おきのしまはし）」と決定したとの報告がありました。

委員からは、道路幅員や車両の通行、南海トラフ地震を想定した耐震性について質問があり、執行部からは「道路幅員は 5 メートルで普通乗用車同士の通行が可能であり、必要な耐震性を確保した設計としている」との説明がありました。

2 点目、渕崎都市下水路事業について、大雨による浸水から住民の生命・財産を守るため、ポンプ場の新設整備を進めており、流入管渠の計画延長は 976.3 メートルとの説明がありました。

令和 8 年度は､ポンプ場から四海方面への本線管路布設工事を予定しており、県道内の狭い区域であることから、片側交互通行で施工するとの説明がありました。

3 点目、行者原住宅建替事業について、老朽化した町営住宅の建替えを行うもので、既存住宅 24 戸に対し、建替え 13 戸、改修 1 戸、解体 20 戸及び集会所 1 棟を新築する計画との説明がありました。

委員からは、建替えによって住宅戸数が減少することについて質問があり、執行部からは、全体として住宅戸数を縮小する計画であるものの、建替え・改修後の住宅には入居者全員が入居できる予定との説明がありました。

次に、農林水産課から 2 点の説明がありました。

1 点目、農業インターンシップ支援業務について、全国の大学生等を対象とした農業インターンシップを実施しており、今年度からは過去の参加者を対象としたリピート農業インターンシップも実施しているとの報告がありました。

5 月には 8 名、7 月のリピート農業には 5 名が参加し、町内 4 団体の協力のもと、農作物の収穫・出荷や農家との交流などを体験しました。

参加者からは高い評価が得られており、今後も事業を継続し、将来的な農業の担い手確保につなげていきたいとの説明がありました。

2 点目、台風 6 号による農林水産課所管施設等の被害について、令和 8 年 6

月 2 日から 3 日にかけて接近した台風 6 号による大雨等により、農道、農業用水路、漁港施設などに被害が発生したとの報告がありました。

農道の路肩崩壊や農業用水路への土砂流入、見目漁港・田井漁港への大量のごみの漂着などが確認され、必要な修繕費については、9 月議会に補正予算を上程する予定との説明がありました。

委員からは、災害発生前に危険箇所を予防的に整備するための予算制度について質問があり、執行部からは「特別な事前対策予算はなく、職員による水路清掃などの事前対応を行っている」との説明がありました。

最後に、商工観光課から第 44 回小豆島まつりについて報告がありました。

地元の子どもたちによるダンスや演奏、小豆島土庄町ふるさと大使によるライブ、アニメとのコラボイベントなどが行われ、町内外から多くの来場者が訪れたとの報告がありました。

来場者数は約 4,000 人で、リピーターや宿泊者の増加など、地域経済への波及効果もあったとの説明がありました。

委員からは、近年の猛暑を踏まえ、熱中症などの危険性を考慮し、開催時間や実施方法など安全面を含めた開催方法を検討すべきとの意見がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濵野良一君）

教育民生常任委員長　福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

令和 8 年 8 月 26 日に開催しました、閉会中の教育民生常任委員会についてご報告いたします。

健康福祉課からは 2 点の説明がありました。

1 点目、介護保険における現状、課題及び見直しの方向性について、人口推計、介護保険財政から現状を踏まえ、持続可能な支援、必要な方に介護保険サービスが届く仕組み、適正かつ健全な財政運営を図っていく必要があるため、国の「地域づくり加速化事業」を活用し、介護予防、地域づくり、自立支援を軸とした見直しを考えている。専門的な知見を有するアドバイザー、四国厚生支局、香川県などから助言を受けながら検討を進めているところであるとの説明がありました。

また、地域づくりの取り組みの一環として「いきいき 100 歳体操」の普及に取り組んでいると説明がありました。

委員から「いきいき 100 歳体操」の参加要件、介護職不足について質問があり、執行部から「「いきいき 100 歳体操」は、年齢制限なくだれでも参加できる、

介護人材不足については、介護職の処遇改善を訴えていきたい」と答弁がありました。

2点目、知的障がい者グループホームの開設について、ひまわり福祉会が建設している知的障がい者グループホームソレイユBが完成し、10月から開設する。定員は入所が7名、短期入所が2名、緊急時受入支援が1名の計10名となっている。

令和7年9月に工事着工し、令和8年5月に竣工。7月には内覧会が開催され、10月2日に開所式を行う。

職員の確保については、6名の採用に至り、兼務及び配置転換で計9名の職員を確保しており、必要数が確保できていると説明がありました。

委員から入所募集について質問があり、執行部から「ひまわり福祉会において現在の応募状況を公表し、個別に入居者を募る予定である」と答弁がありました。

教育総務課からは2点の説明がありました。

1点目、こどもさくら公園整備事業について、令和7年度から造成工事及び電気設備、舗装工事を実施し、津波高の変更により着手時期に遅れが生じ繰越工事となったが、本年7月末に竣工した。

工区ごとの工事内容の説明があり、事業費は1億1639万4300円、国費5057万5千円、起債5590万円、町費991万9300円であるとの説明がありました。

委員から工事費、施設について質問があり、執行部から「工事費は、当初より上がっている。施設のアーチ状の階段はベンチ兼用のデザインであり、新しく整備した場所は、防災教育等にも使っていきたいと考えている」と答弁がありました。

2点目、こどもさくら公園コンテナトイレ整備業務について、令和8年度事業として、新たにトイレ工事のみ、離島広域活性化交付金の交付申請を行い、全額交付決定を受けた。

発注方法は、プロポーザル方式による公募とした。移動可能で上下水道への接続なく使用できるコンテナトイレは、平常時のみならず渇水、断水時や災害時のトイレ確保策として有効な設備である。

コンテナは、4ｔトラック1台に積み込める寸法で、ユニバーサルトイレは洋式水洗トイレ及び小便器、女性用トイレに洋式水洗トイレを備える。自己処理型の内部循環式トイレとし、水処理装置を備え、浄化処理能力は1日500回以上の能力を有する。

今回の公募には1社のみ応募があり、令和6年に発生した能登半島地震において、コンテナトイレを被災地で実際に使用した実績がある業者であるとの説明がありました。

委員から維持管理について質問があり、執行部から「電源は太陽光パネルと100ボルトの商用電源を使用する。使用状況等の情報が教育総務課のタブレットに入ってくる」と答弁がありました。

生涯学習課からは2点の説明がありました。

1点目、大坂城残石記念公園の駐車場整備について、大坂城残石記念公園において、イベント開催時等に発生する駐車場不足を解消し、利用者の利便性と安全性を確保するために、9月補正予算にて工事費を計上し、駐車場を整備する。

工事については、安全対策やバリアフリー対策などについて、県や警察などの関係機関と協議を行い、適切な対策を講じていくとの説明がありました。

また、今後のスケジュールについては、9月に設計および発注準備を進め、11月の着工、令和9年3月末の工事完了を目指し、事業を進めていきたいと説明がありました。

委員から造成について質問があり、執行部から「利便性などを考え、主要幹線道路である県道からのアクセスとそれに伴う敷地造成は必要である。造成に必要となる土については、周辺の公共工事で発生する建設発生土を活用しようと考えている」と答弁がありました。

2点目、中央公民館耐震診断業務委託の工期延伸について、中央公民館の耐震業務については、本年7月31日までの完了予定で業務を進めていたが、この予定期間内での業務完了が困難となり、工期を令和9年3月31日まで延長することとした。

工期延長の主な理由は、施設の構造の複雑さに伴う図面復元・解析の長期化、また、建物の複雑さから、評定機関から指摘を受け、回答や修正対応を行ったことから、判定完了までに不測の期間を要した。今後は、外部の評定機関による判定手続きを経て、耐震性能に応じた補強案の策定などを進め、年度内の業務完了に向けて業務を進めていくと説明がありました。

委員から図面の復元と修正について質問があり、執行部から「現在の解析に必要となる図面が建設当初の図面にはなく、委託業者が改めて現地で調査を行い、解析に不可欠な図面を新たに作成した。また、既存の古い図面を現在の解析基準に照らし合わせ、現地調査結果をもとに修正作業を行った」と答弁がありました。

住民環境課からは2点説明がありました。

1点目、ペロブスカイト太陽光電池付シェルターについて、大阪関西万博会場で使用されていたペロブスカイト太陽光電池付きシェルターを積水化学工業株式会社より、香川県・小豆島町・土庄町の3者に寄贈いただくこととなり、具体的な設置の検討を進めていたが、建設工事費が約2400万円必要となることが判明し、香川県・小豆島町含めて、協議、検討を重ねた結果、土庄町・小豆島

町の両町ともシェルターの設置を断念することとしたとの説明がありました。
委員から「設置費用について最初に説明、提示がなかったのか」との質問に、執行部から「当初には具体的な金額が示されず、移設費や改造費用について協議していく中で、当初の金額想定をはるかに超えたというのが現状である」と答弁がありました。
また、移送費用についての質問に「万博会場から早期に移送しなければならなかった費用が 126 万 8950 円、香川県の倉庫から積水に送り返すための費用、処分してもらう費用が 53 万 7625 円。小豆島町も同額である」と答弁がありました。
2 点目、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、本制度は、多様な家族のあり方を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的としており、令和 3 年 4 月から導入しているパートナーシップ制度に加え、パートナーと共同生活している子どもや両親などを家族として届け出ることができるファミリーシップ制度の導入を検討している。
県内自治体のファミリーシップ制度の導入状況は、現在、本町を含む 4 町においてのみ未導入となっている。
本制度は自治体が独自に定める行政制度であり、国の法律に基づく婚姻や養子縁組のような法的な効果を生じさせるものではないが、多様な家族のあり方を尊重し、行政サービスにおいて配慮を行うための証明制度である。
導入に伴い、各部署が実施している事務や事業に影響が出てくるため、要綱の改正、システム改修等について検討し、関係部署と連携しながら本年度中の施行に向けて進めたいと説明がありました。
委員から申請についての質問に、執行部から「パートナーシップに関しては連携自治体のグループがあり、香川県全市町が加入している。連携している市町の転入転出時には、新たな申請は不要である等の手続きの簡素化が図れる」と答弁がありました。
以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濵野良一君）
これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濵野良一君）
これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濵野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 3 号）

○議長（濵野良一君）

日程第 4、議案第 1 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例の件から、日程第 23、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

議案第 1 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。

議案第 2 号 土庄町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例でございます。

町営バスの 1 日券の運賃改定に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 5 ページから 13 ページをご覧ください。

議案第 3 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴う内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 14 ページ、15 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 16 ページから 36 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 37 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

医療費法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 38 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 39 ページをご覧ください。

議案第 8 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 40 ページ、41 ページをご覧ください。

議案第 9 号 土庄町単独県費補助土地改良事業分担金等徴収条例でございます。

地方自治法第 224 条の規定に基づき、単独県費補助土地改良事業に関する分担金及び特別徴収金の基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでご

ざいます。
　続きまして、議案書の 42 ページをご覧ください。
　議案第 10 号 土庄町景観条例の一部を改正する条例でございます。
　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

○議長（濵野良一君）
　企画財政課長　中村友幸君。
○企画財政課長（中村友幸君）
　それでは、引き続き、議案書の 43 ページをお開きください。
　議案第 11 号 令和 8 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。
　第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。
　歳出といたしまして、58 ページ、59 ページをお願いいたします。
　2 款 1 項 1 目 一般管理費の職員給与費 1039 万 4 千円です。令和 8 年度から香川県広域水道企業団へ身分移管した職員 1 名分にかかる退職手当引当金相当額を、香川県広域水道企業団に対し支払うものとなっております。特定財源といたしまして、全額雑入を充当しております。
　同じく 1 目 総務事務費 20 万円です。鹿島自治会に対する防犯カメラ設置にかかる補助金を計上しております。
　次に、2 款 1 項 6 目 企画費の地域公共交通活性化・再生総合事業は、617 万 6 千円の減額です。小豆島オリーブバスへのバス車両購入費補助の補助額確定に伴う減額の一方で、臨交金を活用しまして、燃料価格高騰の影響を受けている航路事業者への公共交通事業継続支援金を新規計上しております。
　次に、2 款 1 項 8 目 自治振興費の自治振興助成事業 19 万 4 千円です。北山公民館のキッチン及び廊下の床修繕に伴う北山自治会に対する助成金を計上しております。
　次に、2 款 2 項 2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費 224 万 4 千円です。過年度の修正申告等に伴う税還付金不足見込みに対する増額です。
　次に、3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費の民生委員活動費 52 万 5 千円です。県の交付基準単価の引き上げ、及び民生委員の活動負担増大等を考慮し、報償費を増額するものです。特定財源といたしまして、県負担金 19 万 3 千円を充当しております。
　同じく 1 目 行旅死亡人取扱費 24 万 5 千円です。行旅死亡人等の増加に伴う火葬等にかかる取扱委託料の不足見込みに対する増額です。特定財源といたしまして、雑入 1 万 5 千円を充当しております。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。

同じく 1 目 いこいの家維持管理費 286 万円です。台風 6 号により、吉ケ浦いこいの家の屋根が破損したため、その修繕にかかる費用を計上しております。特定財源といたしまして、寄附金 95 万 3 千円、雑入 143 万円を充当しております。

次に、3 款 1 項 4 目 国民年金費の国民年金事務費 89 万 7 千円です。国民年金法の改正により、第 1 号被保険者の育児期間における保険料免除制度が開始されることに伴うシステム改修費を計上しております。特定財源といたしまして、全額国庫委託金を充当しております。

次に、4 款 1 項 4 目 診療所費の豊島歯科診療所維持管理費 2 万 8 千円です。台風 6 号による雨漏り修繕対応に伴う旅費及び需用費の増額となっております。

次に、6 款 1 項 3 目 農業振興費の豊島食プロジェクト推進事業は、188 万 9 千円の減額です。地域おこし協力隊の人件費及び活動費を今後の活動見込み、それから着任時期に応じて減額するものです。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。

同じく 3 目 農業振興事業 483 万 1 千円です。県補助金の追加募集を受け、町内認定新規就農者 1 名から申請があったことに伴い、各事業補助金を計上しております。特定財源といたしまして、県補助金 423 万 1 千円を充当しております。

次に、6 款 1 項 5 目 農地費の防災重点農業用ため池緊急整備事業 1 万 1 千円です。第 2 大正池に設置しました水位計の通信費支払い方法の変更に伴い、補助金を皆減し、通信料を新たに計上するものです。特定財源といたしまして全額分担金を充当しております。

次に、6 款 3 項 1 目 水産業振興費の水産振興事業 318 万円です。昨年の秋に発生いたしました養殖カキの大量死により、経済的影響を受けたカキ養殖業者の事業継続を支援するため、カキ種苗の購入費用に対する補助金を計上しております。特定財源といたしまして、県補助金 190 万 8 千円を充当しております。

次に、7 款 1 項 2 目 商工業振興費の地域雇用活性化推進事業 70 万 3 千円です。地域おこし協力隊の活動経費の組み替え、それから特定地域づくり事業協同組合の事務所をオリーブナビ小豆島からとのたる館 3 階へ移転するための補助金を計上しております。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 3 目 観光費のエンジェルロード公園運営事業 167 万 2 千円です。エンジェルロードへのアクセス通路におきまして、降雨時に雨水がたまり、通行に支障が生じているため、その対策にかかる工事費を計上しております。特定財源といたしまして、全額繰入金を充当しております。

次に、8 款 3 項 1 目 河川総務費の河川等維持管理費 55 万円です。台風 6 号で竹林が流出し、越水被害が発生しました渕崎地区の大開川におきまして、同様の被害を未然に防止するため、竹林伐採にかかる経費を計上しております。

次に、8 款 5 項 2 目 下水路管理費の下水路維持管理費 448 万 7 千円です。下水道管路のマンホール老朽化に伴う修繕と台風 6 号で浸水被害を受けました王子前埋め立てポンプ場操作盤の仮復旧及び更新工事にかかる経費を計上しております。

次に、8 款 5 項 3 目 下水路建設費の社会資本交付金事業（都市下水路整備）は、節の組み替えとなっております。工事の施工におきまして支障となる通信線を移設する必要が生じたため、工事請負費の一部の予算を補償費へ組み替えるものとなっております。

66 ページ、67 ページをお願いいたします。

8 款 6 項 1 目 住宅管理費の社会資本交付金事業（住宅改修）240 万円です。国費の配分額が増額となったことに伴い、当初令和 9 年度に予定していた事業費を前倒しで実施するものです。特定財源といたしまして、国庫補助金 120 万円及び町債 120 万円を充当しております。

同じく 1 目 民間危険ブロック塀等撤去支援事業 24 万円です。申請件数の増加により不足する補助金を増額するものとなっております。特定財源といたしまして、国庫補助金 12 万円を充当しております。

次に､8 款 6 項 2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費 89 万 6 千円です。改良住宅における修繕の増加に伴い、施設修繕費を増額するものです。

次に、10 款 1 項 2 目 事務局費の教育振興事業 61 万 6 千円です。県の委託事業であります中高連携アントレプレナーシップ教育推進事業のモデル校といたしまして、土庄中学校と豊島中学校が選定されたことに伴い、事業実施に必要となる経費を計上しております。特定財源といたしまして、全額県委託金を充当しております。

同じく 2 目 奨学資金貸付事業 24 万円です。申請者の増加により、補助金を増額するものです。

次に、10 款 3 項 1 目 学校管理費の中学校運営事業 32 万 5 千円です。町講師採用に伴い通勤費を増額するものとなっております。

68 ページ、69 ページをお願いいたします。

10 款 4 項 1 目 社会教育総務費の文化財保護事業 23 万 8 千円です。台風 6 号により石積の一部が崩落いたしました町指定文化財であります、富丘八幡神社の桟敷の修繕経費に対する補助金を計上しております。

次に、10 款 4 項 4 目 図書館費の中央図書館維持管理費 5 万円です。小豆島ライオンズクラブより図書購入に対する寄附の申し出を受け、図書購入費用を

計上しております。特定財源としまして、全額寄附金を充当しております。

次に、10 款 4 項 6 目 大坂城残石記念公園費の大坂城残石記念公園維持管理費 2947 万 4 千円です。6 月補正で計上しました購入用地に、駐車場を整備するための工事費を計上しております。また、用地取得完了に伴う精算により土地購入費を減額しております。特定財源といたしまして、町債 2940 万円を充当しております。

次に、10 款 4 項 7 目 小豆島尾崎放哉記念館費の小豆島尾崎放哉記念館維持管理費 4 万 4 千円です。会計年度任用職員の新規採用に伴い通勤費を増額するものとなっております。

次に、10 款 5 項 3 目 体育施設費の体育施設維持管理費 89 万 8 千円です。体育施設における修繕の増加に伴い、施設修繕費を増額するものです。

70 ページ、71 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 2 目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業 135 万 8 千円です。台風 6 号により被害を受けました農道やため池等の修繕にかかる経費を計上しております。

次に、11 款 1 項 3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業 188 万 6 千円です。先ほどと同様に、台風 6 号により被害を受けました漁港施設の修繕にかかる経費を計上しております。

次に、11 款 2 項 1 目 公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業 960 万 6 千円です。台風 6 号、それから 7 号及び 8 号により被害を受けました町道や河川、港湾の復旧にかかる施設修繕費を計上しております。

43 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 7322 万 7 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと、102 億 7679 万 4 千円となります。

次に、第 2 条、地方債の補正につきましては、48 ページ第 2 表のとおりとなっております。

続いて 75 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 令和 8 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして、84 ページ、85 ページをお願いいたします。

4 款 2 項 1 目 一般介護予防事業費の一般介護予防事業 45 万 1 千円です。今年度から中央公民館、それから大部公民館で実施しております「いきいき 100 歳体操」を、今後ほかの地区公民館でも展開できるよう、必要な用具等の購入経費を計上しております。特定財源といたしまして、全額繰越金を充当してお

ります。
次に、5 款 1 項 1 目 償還金の返還金事業 7743 万 3 千円です。前年度に概算交付されました国・県負担金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金を計上しております。特定財源といたしまして、全額繰越金を充当しております。
75 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、7788 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 20 億 7603 万 2 千円となります。
補正予算の説明につきましては以上でございます。

○議長（濵野良一君）
濵口総務課長。
○総務課長（濵口浩司君）
続きまして、議案書の 86 ページをご覧ください。
議案第 13 号 令和 7 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてでございます。
地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに令和 7 年度土庄町農業集落排水事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。
続きまして、議案書の 87 ページ、審議資料 96、97 ページのほうをご覧ください。
議案第 14 号 工事請負契約の締結についてでございます。
渕崎都市下水路事業　大谷ポンプ場幹線整備工事（第 7 工区）について、入札後審査型一般競争入札の結果、有限会社　東口組　代表取締役　東口和生と 7315 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。
続きまして、議案書の 88 ページ、審議資料 98 ページ、99 ページをご覧ください。
議案第 15 号 工事請負契約の締結についてでございます。
行者原住宅建替事業 C 棟造成等整備工事について、入札後審査型一般競争入札の結果、有限会社　上島建設　代表取締役　上島信之と 7040 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。
続きまして議案書の 89 ページから 91 ページをご覧ください。
議案第 16 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてでございます。
地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、

次のとおり小豆地区広域行政事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

○議長（濵野良一君）
　岡野町長。
○町長（岡野能之君）
　議案書の92ページをご覧ください。
　同意第1号　土庄町農業委員会の委員の任命についてでございます。
　令和8年4月19日をもって土庄町農業委員会の委員に1名の欠員が生じたため、令和8年9月18日から兒島清高氏を新たに任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。
　続きまして、議案書の93ページをご覧ください。
　諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
　現委員の河野宏宜氏が令和8年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものです。
　続きまして、議案書の94ページをご覧ください。
　諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
　新たに三木義雄氏を本町の人権擁護委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。
　続きまして、議案書の95ページをご覧ください。
　諮問第3号　人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
　新たに港育広氏を本町の人権擁護委員に推薦いたしたく、議会の同意を求めるものです。

○議長（濵野良一君）
　これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～諮問第3号）

○議長（濵野良一君）
　ただ今、説明のありました議案第1号から諮問第3号までの一括質疑を行います。
　なお、議案第1号から議案第12号まで、議案第14号から議案第16号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。
　質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 3 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 12 号及び議案第 14 号～議案第 16 号）

○議長（濵野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 12 号まで、議案第 14 号から議案第 16 号の各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 12 号まで、議案第 14 号から議案第 16 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

採決（同意第 1 号から諮問第 3 号）

○議長（濵野良一君）

同意第 1 号から諮問第 3 号までの人事案件については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号から諮問第 3 号までの各議案に対する討論を省略いたします。

○議長（濵野良一君）

日程第 20、同意第 1 号 土庄町農業委員会の委員の任命について、これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濵野良一君）
　日程第 21、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより採決いたします。お諮りいたします。
　諮問第 1 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

○議長（濵野良一君）
　日程第 22、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより採決いたします。お諮りいたします。
　諮問第 2 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

○議長（濵野良一君）
　日程第 23、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより採決いたします。お諮りいたします。
　諮問第 3 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濵野良一君）
　日程第 24、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。
4番　小川務君。
○4番（小川務君）
発議第1号について、趣旨説明をさせていただきます。
記載のとおり、令和 7 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定につきまして、地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、決算特別委員会を設置しようとするものであります。
以上でございます。

○議長（濵野良一君）
これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（濵野良一君）
ただ今、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（濵野良一君）
発議第1号 決算特別委員会の設置について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濵野良一君）

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は 10 分後、10 時 40 分を予定しております。

議員の皆さんは、一旦委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 27 分
再 開 午前 10 時 37 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第１２１条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濵野良一君）

少し早いですけれども、全員おそろいでございますので、再開をいたしたいと思います。

決算特別委員会委員の選任（決定第１号）

○議長（濵野良一君）

日程第25､決定第1号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例 第6条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。

本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員に、4番 小川務君、6番 大野一行君、7番 鈴木美香君、8番 福本達雄君、9番 福本耕太君、11番 宮原隆昌君、以上6名の諸君を指名いたします。

○議長（濵野良一君）

お諮りいたします。ただ今指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が、決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濵野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いしたいと思います。決算特別委員の方は、委員会室にお集まりください。

休 憩 午前10時38分
再 開 午前10時40分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第１２１条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濵野良一君）
再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長の決定

○議長（濵野良一君）
休憩中に、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。
委員長に小川務君、副委員長に福本耕太君、以上でございます。

委員会付託（議案第 13 号）

○議長（濵野良一君）
日程第 16、議案第 13 号 令和 7 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。
○議長（濵野良一君）
お諮りいたします。議案第 13 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 13 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（濵野良一君）

日程第 26、発議第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

9 番　福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

おはようございます。早速ですけれども、意見書の提案をさせていただきたいと思います。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下につながり、うつ病や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本で補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね 5 万円から 50 万円であり、保険適用ではないため全額個人負担となります。

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約 9 割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っております。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、国及び政府において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めるものであります。

以上 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（濵野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第２号）

○議長（濵野良一君）

ただ今、説明のありました発議第２号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濵野良一君）

８番　福本達雄君。

○８番（福本達雄君）

加齢に伴う難聴は、認知症の危険因子の１つされているとは聞いています。

意見書では、補聴器の普及が認知症予防や、健康寿命の延伸につながるとされていますが、提出者は、その医学的根拠についてどのような研究や資料に基づいて、認識されていますでしょうか。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○９番（福本耕太君）

福本達雄議員の質問にお答えいたします。

事前にちょっといただいていれば、資料を集めてくることができたのですが、研究の内容の細かい部分については、今日持ち合わせておりませんので、必要であれば後日、お渡しはしたいと思います。

ただ以前に、私本会議のほうで、土庄町として補聴器の購入補助を求める質問をしたことがあります。

そのときに、１つの例として挙げさせてもらったものとしてはですね、医療法の分野で、具体的にちょっとどういう病院とか、学会とかで出したかっていうことはちょっと記憶にないんですが、そういう科学的データが出てるということと合わして、補聴器を使ってる協会があるんですよね。

そこの協会が研究をしていて、その結果を出して、補聴器がない場合の認知症の進行度というのは、非常に高くなると、補聴器がある場合は認知症が、進むのをくい止める効果があるという結果を出しています。

具体的なその中身については、また必要であれば、後日お渡ししたいと思います。

これは、もう一般的に、言われてきていることでありますし、今回香川県が全国で初めてですね、この補聴器ね、補聴器の購入補助を行いました。

その背景にあるエビデンスとしても、こうした資料を基にしていると考えております。

以上です。

○議長（濵野良一君）
福本達雄議員よろしいでしょうか。
他にございませんか。
（「議長」と呼ぶ声あり）
○議長（濵野良一君）
1番　岡本真澄君。
○1番（岡本真澄君）
先ほど福本耕太議員からもありました、香川県の加齢性難聴の対策推進事業というのがありますよというお話がありましたけれども、今年度始まったものでして、専門医の方や、認定専門店などが関わる支援制度となっております。
本町におけるですね利用状況や事業の効果についてはまだ十分な検証等を行われていないと考えますが、今の段階でですね、どのようにお考えなのかちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども。
そういった補助があるじゃないですか。県が加齢性難聴者に対して補助していますよ。今回国に対する公的助成制度ですけども、現行しているものに対して、例えば金額が少ないとかって思われていらっしゃるのか、ちょっとわからないんですけど、どういうふうに思われているのかお聞かせいただければと。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9番（福本耕太君）
岡本議員の質問にお答えさせていただきます。
私が提案している理由、大きな原因というのは、やはり補聴器が非常に高いというもので、ですから個人負担を大幅に減らさないと購入できないと。
特に低所得者の高齢者の方の場合は、50万円って先ほど言いましたけども、片耳50万円の補聴器を使う買おうと思っているんですね。自己負担ってなってくると、これ相当大変です。
ですから、私が理想として考えているのは、やはり大幅な国の補助ですね。国の補助がしっかりとあって、そこに対して、県や町の補助を上乗せしていく形にすれば、そしたら個人が負担するすべき補聴器の購入負担額というのは、少なくて済みますから。だから、それをね、例えば県とか土庄町が大幅に負担するとなると、これはかなり大変だと思います。
だから、国が負担すべき部分を大幅にしっかり取っていくと、そのために、今回意見書を提出したという流れになります。
以上です。
○議長（濵野良一君）
よろしいですか。

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濵野良一君）

発議第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（濵野良一君）

日程第 27、発議第 3 号 非核三原則の堅持を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

9 番　福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

非核三原則の堅持を求める意見書について趣旨説明を行います。

わが国は、世界唯一の戦争被爆国として、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返してはならないという決意のもと、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」

の非核三原則を 1971 年に国会で決議し、国是として堅持してきました。この原則は、平和を愛する国民の願いであり、長年にわたり我が国の平和と安全の基礎となってまいりました。

本町としましても、昭和 59 年 9 月 20 日に「土庄町非核平和都市宣言」を決議し、世界の恒久平和が、町民すべての願いであることを表明し、その中で、わが国が非核三原則を堅持し、被爆の惨禍を繰り返さないことを強く訴えてまいりました。

また、今日まで核兵器が使用されなかった背景には、わが国が平和主義の理念の下、戦後一貫して積み重ねてきた外交努力や、日本原水爆被害者団体協議会をはじめとする被爆者や遺族による「被爆の実相」を伝える真摯な訴えがあったからであります。

現在、国際情勢の緊張が高まる中、重要なのは現実的な核軍縮を確実に前進させていくことであります。我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非保有国、さらには核兵器禁止条約支持国との間の橋渡し役を果たし、国際社会の合意形成を導くことが強く求められています。

よって、国に対し、非核三原則を今後とも確固として堅持するとともに、核兵器のない世界の実現に向けた外交努力を尽くされるよう強く要望するものであります。

以上 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（濵野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（濵野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 3 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濵野良一君）

5 番　井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

今の意見書について、政府はこれまで一貫して非核三原則を政策上の方針として堅持すると答弁しております。

唯一の戦争被爆国として、核軍縮・核不拡散に取り組む姿勢も示しております。こうした政府方針が示された中で、町議会が現時点で意見書を提出する必

要性やその目的についてお伺いいたします。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
井藤議員の質問にお答えいたします。
今国会の中でですね、最近の国会の中で非核三原則を堅持するかという質問が野党の方から、内閣総理大臣高市早苗氏に対してありました。
その中で、今、井藤議員がおっしゃったような「堅持する」という答弁は、高市首相はしておりません。
高市さんが何とおっしゃったかと言いますと「堅持してきた」と言ったんです。
それに対して、今多くの国民からまたマスコミから、これから先も堅持する意思があるのかという疑念の声が飛んでいるわけです。
わが党日本共産党の田村智子委員長も同じ質問を行いました。
高市首相に対して、これから先も堅持するのかといった質問に対して、高市首相は「堅持する」とは言わなかった、「堅持してきた」という答弁を行っておりますので、ここがですね、今この国での非核三原則の大きな争点になっています。
ですので、これから先も非核三原則を堅持していくということを、国に対して求めていくというのが本意見書の趣旨でございます。
以上です。
○議長（濵野良一君）
よろしいですか。
他にございませんか。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
ないようでございますので、発議第 3 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 3 号）

○議長（濵野良一君）
発議第 3 号 非核三原則の堅持を求める意見書について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（「議長」と呼ぶ声あり）
○議長（濵野良一君）

5番　井藤茂信君。
○5番（井藤茂信君）
まず初めに、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返してはならない。そして、世界の恒久平和を願う気持ちについては、私も全く同じであります。
しかし、外交安全保障は国の専権事項であります。非核三原則や安全保障政策は、国が国際情勢や日米同盟など総合的に踏まえ、責任を持って判断すべき課題であり、地方議会が外交方針について意見を提出することには慎重であるべきと考えます。
以上の理由により、反対いたします。以上です。
○議長（濵野良一君）
他にございますか。
（「議長」と呼ぶ声あり）
○議長（濵野良一君）
賛成討論の発言を許します。
7番　鈴木美香君。
○7番（鈴木美香君）
私はこの意見書に賛成の立場で話させていただきます。
小泉防衛大臣が核にまつわる前向きな答弁をこの間からされていたのを聞く、私、国民の1人として大変危惧しております。
そして、国民主権の国なので、国の専権事項というよりも国民一人一人がこの件に関して深刻にとらまえて考えるべきだと思います。
そういう観点からでも、私はこの意見書に賛成いたします。
○議長（濵野良一君）
他に討論はありませんか。
（「議長」と呼ぶ声あり）
○議長（濵野良一君）
11番　宮原隆昌君。
○11番（宮原隆昌君）
私も広島・長崎の惨禍を二度と繰り返しはならないという思い、そして平和を願う気持ちに異論はございません。
土庄町はすでに非核平和都市宣言を行っております。町といたしましても、平和を願い核兵器のない世界を目指す意思はすでに明白にされております。
改めて、国の外交安全保障政策に踏み込む意見書を提出する必要性は乏しいと考え、意見書を提出することには慎重であるべきと考えます。
以上の理由によりまして、本意見には反対いたします。
○議長（濵野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濵野良一君）

9番　福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

賛成討論をさせていただきます。

今、宮原議員がおっしゃったようにですね、わが町にはですね、非核平和都市宣言がございます。

だからこそですね、今国会で、首相が非核三原則をなくすんじゃないかという動きが出ているときに、土庄町として、この非核平和都市宣言をもって、町民の声を届けていくというのが、地方議会の役割だというふうに思いますのでこれは、井藤議員が言われたことと一緒なんですけど、地方議会が意見を言うことは慎重であるべきだというよりも、むしろですね、地方議会こそがですね、核兵器廃絶、それから非核三原則厳守っていうことをですね、非核平和都市宣言に基づいて声を上げていくべきものだと思います。

それとですね、日本国憲法に基づいて国際紛争について考えてみますとですね、これは核兵器に限らずですけども、平和の維持の仕方について、日本国憲法はですね、以下のように述べています。

まず前文でですね、日本国民を平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

つまりですね他の国のですね、平和を愛する思いを信頼しますよということを前提にしております。

それと、憲法9条1項の部分でですね武力による威嚇を、国際紛争解決の手段として永久に放棄すると、もちろんこれは核兵器によって相手を威嚇するということも禁じております。

ですので、そうした憲法に基づいた立場に立った、非核、核兵器の廃絶という姿勢というのが本来の日本の国是でありまして、作らず、持たず、持ち込ませずの非核三原則というのは、そうした国是に基づいた、核兵器廃絶への道を示しておりますので、やはりこれは土庄町民として、しっかりと国に対して、非核三原則守れという声を上げていくべきだということを訴えて、賛成討論といたします。

○議長（濵野良一君）

他に討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

なお、確認でございますが、討論の場でございます。討論というのは、意見書に対する賛成、反対の討論でございます。

反対討論に対する反対討論になってはいけませんし、賛成討論に対する反対討論にはなっていけないということはご理解の上、今後とも議会運営をよろしくお願いしたいなというふうに思います。

○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第３号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濵野良一君）

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

散会

○議長（濵野良一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、11時10分より、委員会室におきまして、総務建設常任委員会を開催いたしますので、終了後、引き続き委員会室へお集まりください。お疲れ様でした。

散　会　午前11時２分